



鳥取県公報

平成17年4月28日(木)
号外第86号

毎週火・金曜日発行

目 次

海区漁調	すくい網漁業の操業に関する指示（1）	1
委告示	ひきなわ釣漁業の操業に関する指示（2）	2

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成17年4月28日

鳥取海区漁業調整委員会会長 森 本 成 人

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成17年5月1日から同年9月30日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

（1）承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあってはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあってはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

（2）承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

（3）操業区域

ア 県内業者にあっては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面
イ 県外業者にあっては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線の間の鳥取県海面

（4）承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。
イ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。
ウ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

- 工 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。
- 才 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 2 承認の取消し
- 1の(4)の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業（ヒラメの採捕を目的とするものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成17年4月28日

鳥取海区漁業調整委員会会長 森 本 成 人

ひきなわ釣漁業については、この指示の有効期間中毎年6月1日から8月31日までの間は、海岸線上における鳥取市福部町と同市浜坂との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡琴浦町との境界点から正北の線の間の海岸線から1,500メートル以内の海域において操業してはならない。

なお、この指示の有効期間は、平成17年6月1日から平成20年5月31日までとする。